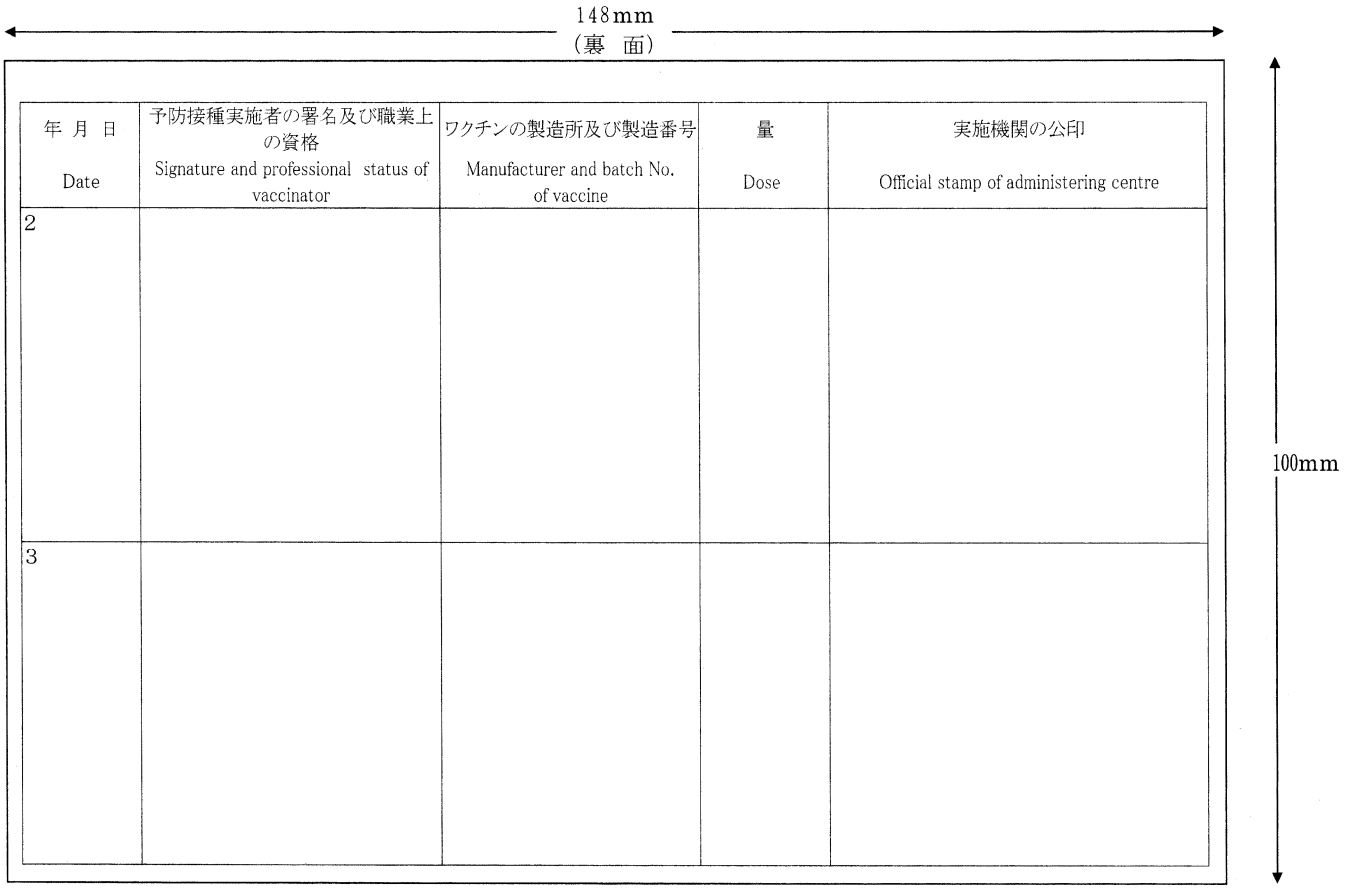


年月日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
2				
3				

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第五号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)中「過去に雇用調整助成金」の下に「又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十五号）第一条の規定による改正前の附則第十五条第一項に規定する中小企業緊急雇用安定助成金」を加え、「（直前の対象期間の開始の日から当該対象期間中の最終実施日（雇用調整助成金の支給の対象となつた休業等を実施し、又は出向（失業することなく他の事業主に雇い入れられることをいう。以下同じ。）をした日のうちの最も遅い日をいう。）までの期間の全部又は一部が、雇用に関する状況が全国的に悪化したと厚生労働大臣が認める場合において厚生労働大臣が定める期間に含まれる場合は、当該最終実施日）」を削る。

附則第十五条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十五条の二　削除

附則第十五条の三の前に見出しとして「（雇用調整助成金に関する暫定措置）」を付し、同条第二項から第五項までの規定中「前条及び」を削る。

附則第十五条の五第二項第一号イ中「居住していた六十五歳未満の求職者」の下に「（以下このイにおいて「被災地求職者」という。）」を、「余儀なくされた六十五歳未満の求職者」の下に「（以下このイにおいて「被災離職者」という。）」を加え、「（次の(1)に該当する者」を「（次の(1)又は(3)のいずれかに該当する者」に改め、「雇い入れる事業主」の下に「（平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇い入れる事業主又は平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇い入れる事業主に限る。）」を加え、同号イに次のように加える。

(3)　平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者から職業を紹介され、又は職業指導を受けた求職者その他求職活動を行つた求職者でない者（(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する者を除く。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十二月一日から施行する。ただし、附則第十五条の五の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)に規定する対象期間の開始の日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に属している場合におけるこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)の規定の適用については、「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十五号）第一条の規定による改正前の附則第十五条第一項に規定する中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）」とあるのは「当該事業主が指定した日」とする。